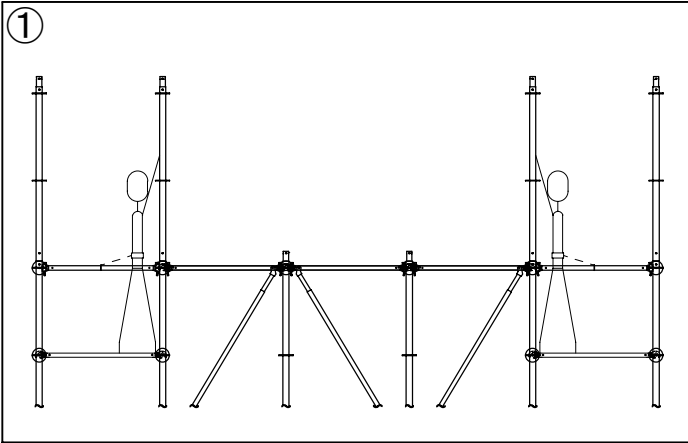
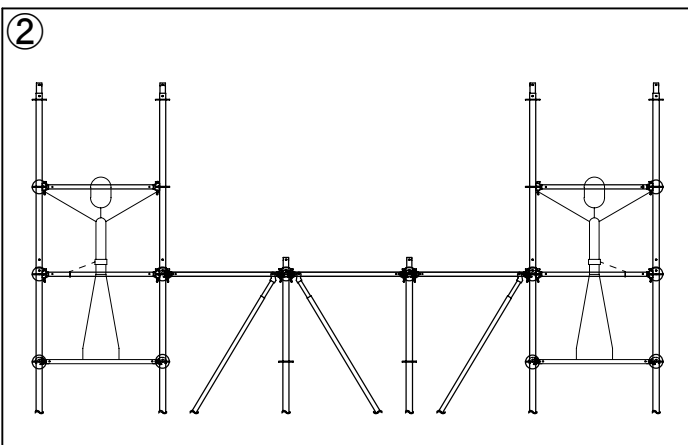


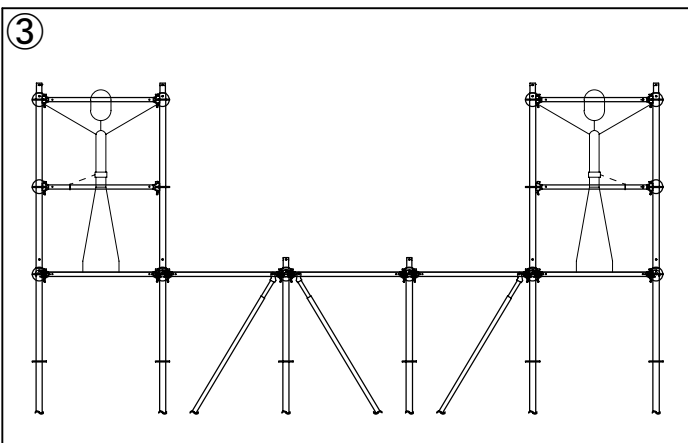
OKサポート組立手順 【親綱取付例】



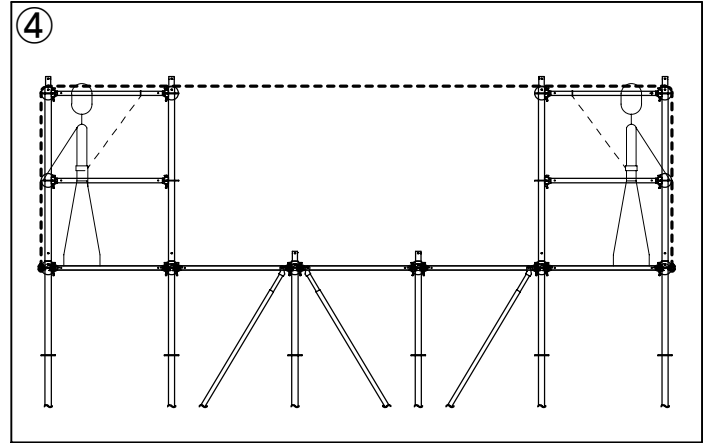
① 両端1スパン部の下段の中間フランジ位置に足場板を設置し、水平つなぎ材に安全帯を取り付け、上段の支柱を差し込みます。支柱の継手部には、支柱抜け止めピンを取り付けます。



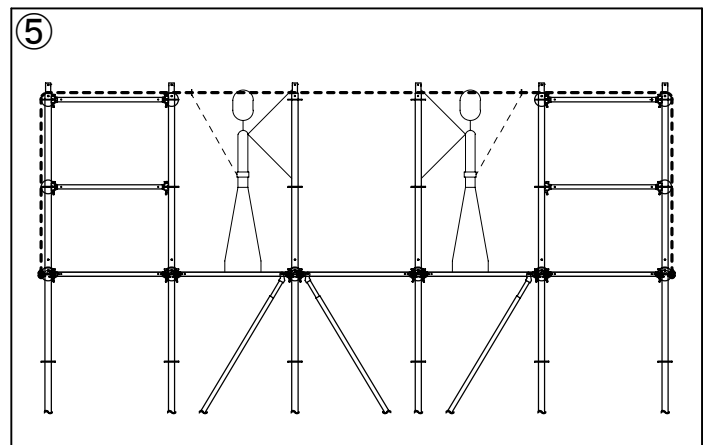
② 差し込んだ上段の支柱の中間フランジに水平つなぎ材を取り付けます。



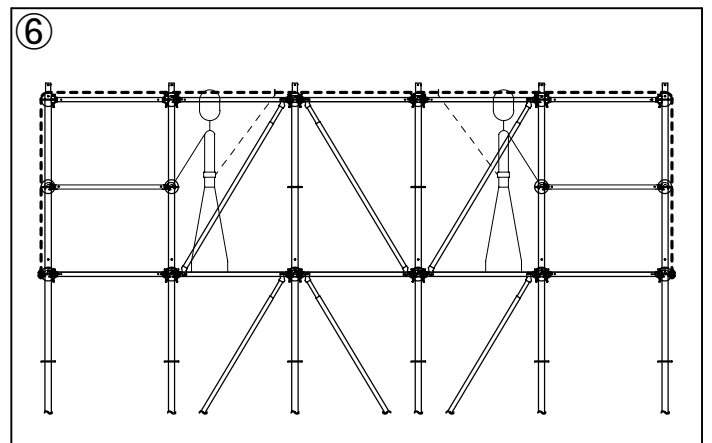
③ 下段の上部に足場板を設置し、移動します。支柱の中間フランジの水平つなぎ材に安全帯を取り付け、上部フランジに水平つなぎ材を取り付けます。



④ 支柱の上部フランジの水平つなぎ材に安全帯を取り付け、下段の支柱の上部フランジより最上部に親綱を張ります。



⑤ 親綱に安全帯を取り付け、上段の残りを組み立てます。



⑥ 中間フランジ位置に足場板を設置します。

順次、①～⑥を繰り返します。

※ 型わく支保工の組立・解体においては、労働安全衛生規則「第三章 型わく支保工」「第二節 組立て等の場合の措置」に定められた措置を講じて下さい。

※ 型わくの組立・解体作業等の足場として使用する場合は、労働安全衛生規則「第十章 通路、足場等」「第二節 足場」「第一款 材料等」に定められた措置を講じて下さい。

また、その組立・解体においては、「第二款 足場の組立て等における危険の防止」に定められた措置を講じてください。

労働安全衛生規則

第三章 型わく支保工（第二百三十七条―第二百四十七条）

第二節 組立て等の場合の措置（第二百四十条―第二百四十七条） 抜粋

（型わく支保工の組立て等の作業）

第二百四十五条 事業者は、型わく支保工の組立て又は解体の作業を行なうときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 当該作業を行なう区域には、関係労働者以外の労働者の立ち入りを禁止すること。
- 二 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させないこと。
- 三 材料、器具又は工具を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。

（型枠支保工の組立て等作業主任者の選任）

第二百四十六条 事業者は、[令第六条](#)第十四号の作業については、型わく支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、型枠支保工の組立て等作業主任者を選任しなければならない。

（型枠支保工の組立て等作業主任者の職務）

第二百四十七条 事業者は、型枠支保工の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
- 二 材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 作業中、安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

労働安全衛生法施行令 抜粋

第六条 [法第十四条](#)の政令で定める作業は、次のとおりとする。

- 十四 型枠支保工（支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、桁等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう。以下同じ。）の組立て又は解体の作業

労働安全衛生法 第三章 安全衛生管理体制（第十条―第十九条の三） 抜粋

（作業主任者）

第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

労働安全衛生規則

第十章 通路、足場等（第五百四十条—第五百七十五条）

第二節 足場

第一款 材料等（第五百五十九条—第五百六十三条） 抜粋

（作業床）

第五百六十三条 事業者は、足場（一側足場を除く。第三号において同じ。）における高さ二メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。

一 床材は、支点間隔及び作業時の荷重に応じて計算した曲げ応力の値が、次の表の上欄に掲げる木材の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる許容曲げ応力の値を超えないこと。（表）

二 つり足場の場合を除き、幅は、四十センチメートル以上とし、床材間のすき間は、三センチメートル以下とすること。

三 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、わく組足場（妻面に係る部分を除く。以下この号において同じ。）にあつてはイ又はロ、わく組足場以外の足場にあつてはハに掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。ただし、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時にこれらの設備を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

イ 交さ筋かい及び高さ十五センチメートル以上四十センチメートル以下のさん若しくは高さ十五センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備

ロ 手すりわく

ハ 高さ八十五センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「手すり等」という。）及び中さん等

四 腕木、布、はり、脚立（きやつ）その他作業床の支持物は、これにかかる荷重によつて破壊するおそれのないものを使用すること。

五 つり足場の場合を除き、床材は、転位し、又は脱落しないように二以上の支持物に取り付けること。

六 作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ十センチメートル以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備（以下「幅木等」という。）を設けること。ただし、第三号の規定に基づき設けた設備が幅木等と同等以上の機能を有する場合又は作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合若しくは作業の必要上臨時に幅木等を取りはずす場合において、立入区域を設定したときは、この限りでない。

2 前項第五号の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 幅が二十センチメートル以上、厚さが三・五センチメートル以上、長さが三・六メートル以上の板を床材として用い、これを作業に応じて移動させる場合で、次の措置を講ずるとき。

イ 足場板は、三以上の支持物にかけ渡すこと。

ロ 足場板の支点からの突出部の長さは、十センチメートル以上とし、かつ、労働者が当該突出部に足を掛けるおそれのない場合を除き、足場板の長さの十八分の一以下とすること。

ハ 足場板を長手方向に重ねるときは、支点の上で重ね、その重ねた部分の長さは、二十センチメートル以上とすること。

二 幅が三十センチメートル以上、厚さが六センチメートル以上、長さが四メートル以上の板を床材として用い、かつ、前号ロ及びハに定める措置を講ずるとき。

3 労働者は、第一項第三号ただし書の場合において、安全帯等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

第二款 足場の組立て等における危険の防止（第五百六十四条―第五百六十八条） 抜粋

（足場の組立て等の作業）

第五百六十四条 事業者は、[令第六条](#)第十五号の作業を行なうときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 組立て、解体又は変更の時期、範囲及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させること。
 - 二 組立て、解体又は変更の作業を行なう区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。
 - 三 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想される場合は、作業を中止すること。
 - 四 足場材の緊結、取りはずし、受渡し等の作業にあつては、幅二十センチメートル以上の足場板を設け、労働者に安全帯を使用させる等労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること。
 - 五 材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。
- 2 労働者は、前項第四号の作業において安全帯等の使用を命ぜられたときは、これを使用しなければならない。

（足場の組立て等作業主任者の選任）

第五百六十五条 事業者は、[令第六条](#)第十五号の作業については、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任しなければならない。

（足場の組立て等作業主任者の職務）

第五百六十六条（事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。

ただし、解体の作業のときは、第一号の規定は、適用しない。

- 一 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。
- 二 器具、工具、安全帯等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。
- 四 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

労働安全衛生法施行令 抜粋

（作業主任者を選任すべき作業）

第六条 [法第十四条](#)の政令で定める作業は、次のとおりとする。

- 十五 つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。）、張出し足場又は高さが五メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業
- 十五の二 建築物の骨組み又は塔であつて、金属製の部材により構成されるもの（その高さが五メートル以上であるものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業
- 十五の三 橋梁（りょう）の上部構造であつて、金属製の部材により構成されるもの（その高さが五メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁（りょう）の支間が三十メートル以上である部分に限る。）の架設、解体又は変更の作業
- 十五の四 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第七号に規定する軒の高さが五メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業
- 十五の五 コンクリート造の工作物（その高さが五メートル以上であるものに限る。）の解体又は破壊の作業